

会議名	令和5年度第3回 板橋区障がい福祉計画等策定委員会
開催日時	令和6年1月17日(水) 午後2時00分から4時00分まで
開催場所	板橋区立グリーンホール 2階ホール
出席者	〔委員〕丸山晃、齋藤英治、藤井亜紀子、渡辺理津子、鈴木正子、 宮副和歩、越智大輔、熊懐敬、糸原仁美、佐々木章吾、松村美穂子、 宮川裕三子、土岐祥子、平木孝典 以上14名(名簿順) ※欠席：下野勤世 〔区側出席者〕福祉部長、志村福祉事務所長、障がいサービス課長、障がいサービス課地域生活支援係長、障がいサービス課認定給付・指導係長・障がいサービス課施設係長・障がいサービス課福祉係長、 障がい政策課自立支援係長、障がい政策課ユニバーサルデザイン推進係長、障がい政策課障がい者活躍推進係長 〔事務局〕障がい政策課長、障がい政策課管理係長、株式会社サーベイリサーチセンター
会議の公開(傍聴)	<input checked="" type="checkbox"/> 公開(傍聴できる) <input type="checkbox"/> 部分公開(部分傍聴できる) <input type="checkbox"/> 非公開(傍聴できない)
傍聴者数	5人
議題	1 開会 部長あいさつ 委員長あいさつ 2 報告事項 板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)(素案)に対するパブリックコメントと区の考え方について 3 協議事項 板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)原案について 4 その他 5 閉会 副委員長あいさつ
配布資料	資料1 板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)(素案)に対するパブリックコメントと区の考え方 資料2 板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)原案 参考1 障がい福祉計画等策定委員会・地域自立支援協議会からの意見集 参考2 委員名簿 参考3 座席表
所管課	板橋区福祉部障がい政策課管理係(電話03-3579-2361)

発言者	発言内容
1 開会	
障がい政策課長	<p>本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。 板橋区障がい福祉計画等策定委員会事務局の、障がい政策課長の小田です。定刻になりましたので、ただいまから、第3回板橋区障がい福祉計画等策定委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の策定委員会は、半数以上の委員のご出席をいただいておりますので、板橋区障がい福祉計画等策定委員会設置要綱第6条第2項の規定により、有効に成立しております。</p> <p>下野委員は、ご都合により欠席となります。</p> <p>次に、会議の運営についてです。本委員会は資料、議事録いずれも原則公開とさせていただきます。議事録作成のため、審議内容を録音いたしますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。また、発言にあたっては、個人情報等にご配慮をお願いします。本日は傍聴の方もいらっしゃいますので、ご承知おきくださいますよう重ねてお願いいたします。</p> <p>それでは、資料の確認をいたします。まず、本日の次第、資料1「板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）（素案）に対するパブリックコメントと区の考え方」、資料2「板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）原案」、参考1「障がい福祉計画等策定委員会・地域自立支援協議会からの意見集」、参考2「委員名簿」、参考3「座席表」。</p> <p>また、机の上に「板橋区障がい者計画2023・障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）」計画書と概要版を配布しております。こちらは閲覧用となりますので、本会議終了後は机の上に置いたままでお願いいたします。</p> <p>資料の確認は以上でございます。不足等ございませんでしょうか。</p>
部長あいさつ	
障がい政策課長	<p>それでは、次第に従いまして議事を進めて参ります。 はじめに、部長あいさつを、福祉部長の久保田より申し上げます。</p>
福祉部長	<p>福祉部長の久保田でございます。本来であれば年が明けまして最初の会議ですのご挨拶をするべきなのですが、私は元々防災担当でしたので、能登半島の地震がかなり厳しい状況であるということ、それから復興復旧というのはなかなか難しいのではないかとという段階でございまして、祝賀の挨拶は省かせていただきます。今年もよろしくお願いいたします。</p> <p>特に寒い地域において避難生活もままならず、特にご高齢の方や、障がいを抱えてる方は、より大変な状況に置かれていると思います。私ども、一刻も早く障がいをお持ちの方の生活の底上げをしていき、災害にも対応できるようなまちづくりを進めていきたいと思っております。</p>

	<p>本日はおかげさまでもちまして、障がい者計画 2030、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の原案の結びになりました。皆様のご協力の賜物と深く感謝申し上げます。</p> <p>また、皆様からいただいたご意見、それから、パブリックコメントに寄せられた 12 人 50 件のご意見も踏まえながら、これからの障がい福祉施策を推進して参りたいと思いますので、また引き続きのご理解ご協力をお願い申し上げます。以上でございます。</p>
委員長あいさつ	
障がい政策課長	続いて、委員長あいさつです。丸山委員長、お願いいたします。
丸山委員長	<p>委員長の丸山です。先ほど部長の挨拶にもありましたけれども、新年早々に能登半島で大きな地震災害があって、今日現在で 230 名を超える方が犠牲になっていることがわかっています。この中には災害関連死といって、避難したけれども亡くなってしまうという方も含まれています。</p> <p>また今日は 1 月 17 日で、阪神淡路大震災からちょうど 29 年目の日を迎えます。阪神淡路大震災では 6,400 人を超える方が犠牲になっています。先ほど言った災害関連死もこの中に 910 名超の方が含まれています。大きな自然災害に対して、私たちはどう向き合っていくのか、助け合っていくのか、非常に考えさせられる日ではありますが、謹んで哀悼の意を表します。</p> <p>また、皆様 4 月からこの策定委員会でいろんな協議や意見をいただきました。今日は 3 回目で、最後の策定委員会となりますので、言い残したことがないようにぜひ色々のご意見を頂戴して、今日の会議にしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
障がい政策課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより先の進行は、丸山委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
丸山委員長	<p>審議に入る前に、出席者の皆様へご協力いただきたいことが 2 点ございます。</p> <p>まず、発言をする際は、手話通訳などを必要としている方もいらっしゃいますので、なるべくゆっくりと、わかりやすい言葉でご発言いただくようお願いいたします。</p> <p>また、ご発言の前には、お名前を名乗っていただきますようお願いいたします。</p>
2 報告事項	
板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画（第 7 期）・障がい児福祉計画（第 3 期）（素案）に対するパブリックコメントと区の考え方について	

丸山委員長	<p>それでは、次第に沿って進めて参りたいと思います。</p> <p>次第の「2 報告事項」、「板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）（素案）に対するパブリックコメントと区の考え方について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
障がい政策課長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>資料1をご覧ください。このたび、前回の策定委員会にて、委員の皆さまからご意見をいただいた計画の「素案」について、パブリックコメントを実施しましたので、その結果をご報告いたします。</p> <p>パブリックコメントとは、区民参加推進規程に基づき、区の総合的な計画の策定・改定などを行う際に、事前に計画の案を公表し、期間を定めて区民の皆さまからご意見をいただき、いただいたご意見を十分考慮して、最終的な意思決定を行う制度です。今回、令和5年11月11日から12月1日までの3週間パブリックコメントを実施しました。</p> <p>資料1の上部に記載のとおり、12人の方から50件のパブリックコメントがございました。その50件について、ご意見と、それに対する区の考え方をまとめております。</p> <p>かなりボリュームがございましたので、主な意見をいくつか事務局でピックアップさせていただきます。</p> <p>まず、2ページのNo.4をご覧ください。これまで、障がい者数の推移と傾向を示す際、精神障がい者においては「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数のみを使用しておりました。しかしながら、手帳取得に至らずとも「自立支援医療（精神通院医療）」を受給して精神疾患の通院治療をしている方も多くいらっしゃいますので、自立支援医療の申請数を加えて分析することといたしました。こちらは、前回の策定委員会でもご指摘いただいた内容です。これについては、資料2の15ページの上段に反映しております。</p> <p>次に、資料1の4ページ、No.14、15をご覧ください。いずれも、障がい者の家族の緊急時の支援体制に関する意見です。こちらは、障がい者計画2030における「重点項目4 多様な生活の場の整備」にある「地域生活支援拠点等の整備・充実」の中で取り組んでいきます。</p> <p>次に、「特別支援教室（STEP UP 教室）」に関する意見です。2ページのNo.3や、6ページのNo.23で、発達障がいのある生徒が特別支援教室の利用を断られたことや、在籍できる期間が短い等の意見がありました。これらについては、障がい者計画2030における「重点項目2 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実」にある「インクルーシブ教育システム構築の推進」で、特別な支援を必要とする児童生徒に対して適切なアセスメントに基づく指導を実施することや、通常の学級で学校生活を送れることをめざして「特別支援教室ほか通級による指導の運営」に取り組んでいきます。</p> <p>次に、6ページのNo.25をご覧ください。今回、強度行動障がいに関する</p>

	<p>具体的な施策がないことに関する意見です。国が示す基本指針において、「強度行動障がいの支援ニーズの把握及び支援体制の構築」が示されていますが、支援ニーズの把握に取り組まないことには具体的な施策を検討することができません。そのため、まずは支援ニーズの把握から取り組んでいきます。</p> <p>次に、7ページのNo.29をご覧ください。LD（学習障がい）の理解啓発に関する意見です。効果的な理解啓発に努めるとしてはありますが、とりわけ教育分野においては、インクルーシブ教育システムの構築のために理解を深めていくことが大切です。障がいのある児童・生徒の教育的ニーズに応えられるよう、研修など様々な場面を通じて理解啓発に努めていきます。</p> <p>次に、同じく7ページのNo.30をご覧ください。障がいのある人に対する各種制度の周知徹底不足に関する意見です。令和4年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されたこともあり、障がいのある人が必要な情報を取得利用できる環境の整備が重要であると認識しています。そのため、障がい者計画の基本目標3施策2-2「行政サービス等における配慮の促進」の中で展開している事業を中心に取り組んでいきます。</p> <p>次に、8ページの下部、「資料編に関するもの」のNo.3をご覧ください。高次脳機能障がいの説明に関する意見です。もともと、用語集に高次脳機能障がいに関する説明文を掲載しておりましたが、内容としては不十分でした。そのため、「国立障害者リハビリテーションセンター」の「高次脳機能障害情報・支援センター」のホームページより引用し、より具体的な説明に変更しました。</p> <p>そのほかにも、多くのパブリックコメントがございました。いただいたご意見を踏まえ、区の障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進していきたいと思っております。</p> <p>時間の都合上、すべてのご意見を紹介することはできず一部を抜粋してご紹介しました。説明は以上です。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、質疑応答に入りたいと思いますが、ご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。</p>
宮副委員	<p>板橋区医療的ケア児親の会の宮副です。在宅という点を考えた時に、子どもの放課後の居場所がないからあいキッズの利用を希望されたり、緊急時の相談先についての意見があったり、在宅生活が決して充実している状況ではないということが全般にみられるのではないかと考えています。例えば資料1の3ページのNo.11、相談支援事業所の廃業が多発し事業所数が減っている現状を訴えてくださった意見もあるということは、整っていないというよりも更に危機的な状況があるのかもしれないと受け取らなければならないのではと考えました。このタイミングで新しい福祉計画を改定できる時期が来たことを前向きに捉え、今回の計画を最終的にまとめるに</p>

	<p>あたっては、より積極的に取り組んでいく姿勢を見せられたら良いなど、感想をお伝えしました。</p>
障がい政策課長	<p>障がい政策課長小田です。地域で暮らしていく上で十分整っているとは言えない状況であることは認識しているところです。計画を立てるだけではなく、関連部署や関係団体等と連携しながらより良い暮らしになるよう努力していきます。</p>
丸山委員長	<p>ちょうど今相談支援の話がありました。松村委員にお伺いしたいのですが、相談支援事業の現場としての現状や課題、支えるための必要な対策などありましたらお聞かせいただけますか。</p>
松村委員	<p>スペースピアの松村です。宮副委員と同じ感想を持っていたところでした。福祉の現場は大変人手不足な状況です。一番の原因は賃金の安さや、報酬の支払い方法が日払いで安定しないというのも大きいと思いますし、その上物価高騰も追い打ちをかけている状況で、どの相談支援事業所も人材確保や質の担保をどうするかということで、横のつながりを見ても日に日に厳しさが増していることを実感しています。計画が次年度からスタートして課題の整理や検討をしていく上では、利用者の方の意思や意見を聞く機会や、サービスを提供する現場の声を行政に吸い上げていただく仕組みを一緒に作っていただけると、パブリックコメントの意見を読んで感じました。</p>
丸山委員長	<p>松村委員から事業所として厳しい状況にあるというお話がありました。計画は作って終わりではなくて、この内容をどのように実現していくかという進捗管理においては、自立支援協議会という機関もありますので、現場や当事者の方々も入っていただきながら、着実に実行するためにどのような施策が必要なのかということも含めてご検討いただけたらと思っています。重要な課題の指摘をお二人からいただいたと思います。</p>
土岐委員	<p>東京 YWCA キッズガーデンの土岐です。私たち障がい児の相談支援でも同じように色々な課題を抱えています。現場が元気で質が担保できることがサービスの原点になると思っています。</p> <p>資料1でSTEP UP 教室に関する意見が複数ありました。インクルーシブ教育システムの構築について、計画のコラムの中でも説明くださっています。書いてある内容は素晴らしいと思いますが、具体的にどのように進めていくのか思いを巡らせたときに、先ほど精神障がいの実態把握において手帳を持っている人だけではないという説明がありましたが、STEP UP 教室を利用する子どもたちの実態も手帳所持者の枠組みから遠い存在にあります。アンケート調査においても、幼児は児童発達に通う人を対象としていますので、ある程度の把握ができていますが、学齢期で且つ手帳を持たない可能性が高いSTEP UP 教室を利用している子どもの現状も、実態把握からしっかり進めてほしいと改めて思いました。STEP UP 教室は教育分野なので、福祉と教育の分野がどう連携していくかも非常に大きな課題であると思っていますので、引き続きよろしくお願いします。</p>

障がい政策課長	障がい政策課長小田です。福祉部局だけでなく教育委員会と連携していかなければならないと思っています。教育委員会の方でも課題だと思っていますので、実態把握を正確に掴めるよう頑張っていきたいと思っています。
丸山委員長	障がい児の分野に限らず、教育の分野も、障がい者計画の中には障がい福祉サービスだけでなく他の部局にまたがる課題も様々入っています。障がいのある区民がどのように自己実現していくか、福祉以外の分野も含めて記入されていますので、実施にあたっては庁内で連携いただき、今後丁寧な実態把握を進めていただければと思います。
熊懐委員	視覚障害者福祉協会の熊懐です。働く立場での就労支援をしているので気になるのですが、情報アクセシビリティの問題において利用する側に対するアクセシビリティは色々話題になるのですが、官公庁でも民間でもそこで働いている従業員側がセキュリティ強化などによるスクリーンリーダーの動作不全等も大きな問題になってきていますので、その辺りもお考えいただきたいと思っています。
障がい政策課長	障がい政策課長小田です。情報を受け取る人だけではなく従業員に対する支援もしっかり考えていかなければならないと思っています。皆さんが情報に繋がれるよう頑張っていきます。
丸山委員長	資料1の7ページのNo.30に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が2022年に施行されたと記載がありますので、今ご指摘のあったことも含めて、情報アクセシビリティについては非常に重要度は増しているかと思います。後で説明のある原案にきちんと反映されているか確認をお願いしたいと思います。
鈴木委員	板橋区発達障害児者親の会の鈴木です。資料1の4ページのNo.14、15に地域生活支援拠点等についての意見がありました。「障がい重い人から順番に」という区のお考えが気になっています。障がい軽くても親亡き後に一人で暮らす上で困難を抱えていて、ある程度コミュニケーションができるから自分は支援が必要ないと言っている方が実際に何人かいます。障がいの重さ軽さや親の高齢化に関わらず、緊急時の対応は非常に大きな問題だと思っています。この辺りいかがでしょうか。
障がい政策課長	障がい政策課長小田です。区としては障がいの重い方から順にとという考えではございません。できるだけ多くの方の緊急時対応を考えていきたいと思っています。
鈴木委員	手帳を持っていても支援が必要ないと思っている人、特別支援学校に行った後にドロップアウトして引きこもってしまう人など、見えない人たちはたくさんいます。キャッチできるような仕組みが必要です。支援を必要とする人が必ずしも引きこもりとは限りませんが、そのような人たちが緊急事態に陥った時に困っている状況があります。その点も視野に入れた施策にしていきたいです。

丸山委員長	<p>地域生活支援拠点は政府が元々「高齢化」「重度化」「親亡き後」という言葉を使っているため、さも重度の方への施策であると誤解をされてしまい、行政も事業者も従来のサービス対象者だけを見てしまいかねないのですが、緊急時は今サービスを受けていない人のニーズもキャッチできるような高度な専門人材の育成や体制整備を進めていく必要があります。板橋区は面的整備をされますが、先ほどの相談支援の話含めネットワークに引っかかってくれるような仕組みができるといいと思います。拠点という言葉の間こえはいいですが、相談支援事業者や家族も含めたネットワークづくりが大事ですので、ご検討ください。</p> <p>パブリックコメントを中心にお話しいただきましたので、次の原案にどれぐらい反映されているか確認いただき、修正が必要な場所があれば次の議題でご意見をいただければと思います。</p>
3 協議事項	
板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）原案について	
丸山委員長	<p>それでは続いて、次第の「3 協議事項」、「板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）原案について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
障がい政策課長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>今回、「参考1 障がい福祉計画等策定委員会・地域自立支援協議会からの意見集」に掲載しております、各委員の皆さまからの多くのご意見も踏まえ、原案を作成いたしました。</p> <p>前回の策定委員会以降の主な変更点をご説明しますので、資料2をご覧ください。</p> <p>まず、さきほどのパブリックコメントの報告でご説明した精神障がい者の分析に関しては、15 ページの上段をご確認ください。折れ線に表示したものが自立支援医療の申請数で、今回新たに追加した部分です。</p> <p>自立支援医療は毎年更新手続きが必要となるものですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、申請せずとも受給者証の有効期限を1年延長する取扱いがなされたことから、令和3年度の申請数が大きく落ち込んでおります。しかし、グラフでお示した5年間での増加率は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加率とほぼ同じ傾向となっております。</p> <p>続いて、障がい者計画 2030 の44 ページからの「5 基本目標に基づく施策の展開」です。素案の段階では、重点項目を推進する主な事業の年度別計画を「調整中」としておりましたが、令和6～8年度までの3か年の年度別計画を記載するとともに、令和9～12年度の事業の方向性を記載しました。</p> <p>次に、障がい者計画 2030 の中で特に変更があった事業を2つご説明します。</p>



1つ目は、50ページの事業No.26「医療的ケア児等コーディネーターの配置」です。医療的ケア児のコーディネーターが、健康福祉センターの地区担当保健師などと連携する必要性を事業概要に明記し、担当課に「健康福祉センター」を追加しました。

2つ目は、63ページの事業No.86「発達支援のための親の会」です。この事業は、素案の時点では基本目標1の施策4「障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実」に位置付けておりましたが、事業が保護者向けのものであることから、基本目標2の施策3「家族への支援体制の構築」に位置付けることといたしました。また、事業名を「子どもののびるを支援する親の会」としておりましたが、正式な事業名が「発達支援のための親の会」ですので、「発達支援のための親の会（子どもののびるを支援する親の会）」に変更しました。

以上が、障がい者計画2030における主な変更点です。

次に、障がい福祉計画（第7期）の変更点でございます。

「就労選択支援」に関する見込量の設定についてです。87ページをご覧ください。この「就労選択支援」については、施行日やサービスの具体的な内容が国から示されていない中で見込量を設定することが困難ですので、本計画における見込量の設定はしないことといたしました。

次に、障がい児福祉計画（第3期）の変更点として、1つございます。114ページの下段「②医療型児童発達支援」です。こちらは、令和6年4月の児童福祉法の改正により、上段にある「①児童発達支援」に一元化される予定ですが、現時点で国から正式な通知が来ておりません。そのため、本日の資料では「児童発達支援」と分けて「医療型児童発達支援」を掲載しております。今月中に正式な通知がある見込みですので、通知が届き次第「児童発達支援」の1つにまとめて掲載するよう変更予定です。

次に、「資料編」における変更点です。

126ページ～138ページには、令和4年度に実施した「板橋区障がい者実態調査」の結果を一部抜粋して掲載しました。こちらは、21～24ページで結果を一部掲載していますが、そこで掲載している設問から抜粋したものです。

次に、145ページ～147ページです。パブリックコメントでもご意見がありました。本計画策定における外部検討組織として、本日開催しております「板橋区障がい福祉計画等策定委員会」のほか、「板橋区地域自立支援協議会」もございます。しかしながら、資料編において「板橋区地域自立支援協議会」に関するものを掲載しておりませんでしたので、設置要綱を掲載しました。これに伴い、148ページの「検討経過」の中にも「板橋区地域自立支援協議会」の経過を追加しました。

次に、149ページ～155ページです。現行の計画書にも掲載していますが、区の資源としてどのようなものがあるか分かるよう、「東京都障害者サービス情報」のデータをベースに作成し、掲載しました。

	<p>また、今回計画本編の中に、14のコラムを掲載しました。</p> <p>現行計画に掲載しているものと同じテーマで作成したコラムもありますが、例えば25ページの「医学モデルと社会モデル」に関するコラムや、41ページの「チャレンジ就労」など、新たなテーマで作成したのもございますので、ぜひお読みいただければと思います。</p> <p>そのほか、わかりやすい表現に修正するなど、全体を通して文言の整理を行いました。</p> <p>原案についての説明は以上です。</p>
丸山委員長	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>ここで、質疑応答に入りたいと思いますが、ご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。</p>
藤井委員	<p>板橋区肢体不自由児者父母の会の藤井です。今回計画全体を見て、国の方針もありつつ文書として良くまとめて載せていただいたと思いますが、計画は横のつながりをもって進めなければならない部分があると思いますので、ぜひそこは進めていただきたいです。それと、例えば新しく親の会を作られる時も、区内には当事者団体が多くあるので、ぜひ一緒に意見を聞きながら良い会を作り上げていって欲しいと思います。</p> <p>資料2の151ページですが、共同生活援助の事業所数が前回の計画から倍以上増えていることに驚きました。果たして共同生活援助の中に重度重複のお子さんが住めるところは何か所あるのかと調べてみると、ほとんど限られていました。重度の子の暮らしを作っていくにはハード面でまずかなりのハードルがあることを、行政として受け止めていただきたいと思います。</p>
障がい政策課長	<p>障がい政策課長小田です。先ほどからご指摘いただいている通り、計画は作るだけではないというところが大切だと思っています。現在、区ではどのように連携体制を強めるか在り方の検討を進めていますので、絵に描いた餅にしないように頑張っていきたいと思っています。</p>
宮副委員	<p>板橋区医療的ケア児親の会の宮副です。藤井委員の意見に関連しますが、資料2の149ページ以降の事業所一覧に、可能であれば各事業所がどういう方を受け入れているのかを表形式でまとめていただけると、数だけ揃っているということだけでなく不足している点も見えてくると思います。区として通常区民に配布されている資料もあるかと思っていますので、その内容をそのままでも構わないとは思いますが、計画の中で限ってみると数が足りているように見えてしまい、実態が分かりづらく誤解を招く可能性があるため、塩梅が難しいとは思いますがご検討いただけたらと思います。</p>
障がい政策課長	<p>障がい政策課長小田です。それぞれの事業所で対象が細かく変わってくるので、なかなか計画の中にまとめることは難しいかもしれませんが、できるかどうかも含めてもう一度検討させていただければと思います。紙面上少ない情報しか載せられないため、かえって間違った捉え方をされてしまう懸念もありますので、改善できるか含めて検討させてください。</p>

丸山委員長	<p>対象者までの限定ではないにしろ、例えば日中活動などタイプだけでも載せるとよいかと思います。見る人がわかる工夫の検討をいただければと思います。</p> <p>共同生活援助は事業者の質が課題として挙がっているので、この辺りは計画をどう推進するか、行政と自立支援協議会とで進捗状況のチェックと共にサービス事業所の質のチェックもお願いしたいと思っています。他の関わっている自治体では、自立支援協議会が適宜事業者から報告をいただいてチェックをしているところもあります。利用者の方が安心して利用できるような事業所でないと、数が増えていけばオーケーというわけでは無いということです。</p>
渡辺委員	<p>板橋区手をつなぐ親の会の渡辺です。事業所一覧の生活介護の中には共生型サービスがあります。利用者がこれから迎える高齢化に備えて共生型についても載せていただきたいと思います。</p> <p>先ほどからご意見がありますが、例えば強度行動障がいなど実態把握ができていなくて、ここから吸い上げていくとなると本当に時間が足りないと。次期計画の3年間、法改正や社会情勢など動きが変わっていく中で、期間内での計画の見直しが予定がなく作りっぱなしでは、3年という期間は長すぎるのではないのでしょうか。また、3回だけの自立支援協議会でチェックするには回数が足りないと感じます。この先の開催方法や自立支援協議会の在り方を検討いただきたいと思います。</p>
障がい政策課長	<p>障がい政策課長小田です。作った後の時代の動きや法律等が変わった際にどう対応していくかは非常に大切なことだと思っています。適宜状況が変わったら自立支援協議会や6つの部会、当事者団体へ意見を伺いながら検討していきたいと思っています。また、計画は今原案を作っていますが、3年後に反映させる内容、その前に対応しなければならない内容含めて考えていきたいと思っています。</p> <p>国や都からの情報は適宜把握して皆さんに共有していきたいと思ますし、何かご意見がありましたら会議の場以外でも言っていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
丸山委員長	<p>障がい者計画は福祉部だけではなく範囲なので、この策定委員会で色々なご意見をいただいて策定をするわけですが、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は法律上自立支援協議会の意見を聞いて策定すると定められています。板橋区の場合は策定委員会でその両方を行いつつ、自立支援協議会からもご意見を伺っています。障害者総合支援法に基づくサービス等については、変更があればそれに対応して、自立支援協議会の意見を聞いて、適切な計画の修正等を行っていくのが良いと思います。国がギリギリまで詳細を出してくれないので、どこの自治体も計画策定で本当に苦労していますが、それが理由で計画に載らないからやらないとならないことが一番大事です。</p> <p>サービスの質のチェックは常設の機関である自立支援協議会で協議を</p>

	<p>していただきたいと思ひますし、この場でも意見や提案があればおっしやっていたいただければと思ひます。</p>
平木委員	<p>公募委員の平木です。計画書の用語や言葉の使い方について何点かお伺ひいたします。</p> <p>まず全体を通して、障がい者を指す表現に「障がいのある人・者・方」という3つの使い分けがみられます。基本的には「障がいのある人」という言い方ですが、7ページ、12ページ、80ページ、82ページ、89ページ、157ページ、160ページなど異なる表現がみられます。どういう意味で使われているのでしょうか。「障がいのある者」という表現は、場合によっては卑下するようなマイナスな捉え方をされることもあるかと思ひます。「障がいのある方」は「人」に置き換えても文意に変わりはないと思ひますが、行政文書の中で敬語を使う意味がどこにあるのでしょうか。ご説明ください。</p> <p>105ページ、122ページ、123ページでは、「障がい」を表記する上で漢字の「害」が使われていますが、意味があるのでしょうか。</p> <p>以前にも「大人にふさわしい」という表現について議論がありましたが、やはりおかしいのではないのでしょうか。「大人になってから」「18歳になってから」などと置き換えると文意のすわりがよくなる感じがします。</p> <p>165ページに「丸ごと」という表現がありますが、比喩的な表現です。行政文書に馴染みのない言い方のように思えますが、「それら」に置き換えても意味は伝わると思ひます。どのようにお考えなのか、説明をお願いいたします。</p>
障がい政策課長	<p>障がい政策課長小田です。言葉の使い方について何点かご指摘をいただきました。「障がいのある人・者・方」の表記について、国の通知や基本指針を引用している箇所などはそのままの表現を用いているため統一はされていません。そのまま引用する必要のない部分は書き変えるなど修正したいと思ひます。</p> <p>38ページをご覧いただきたいのですが、「害」の字の書き方についてはコラムを追加させていただきました。法律名など固有名詞について「害」の表記であるものは、そのまま漢字を使用するルールで記載させていただいています。</p> <p>「大人にふさわしい」という表記は前回の策定委員会でもお話しさせていただいたところですが、国の通知でこの文言が使われているため、今回同じ表現を使わせていただいています。</p> <p>「丸ごと」についても国の用語ではあるのですが、分かりやすい表現であるかも含めて再度検討させていただきます。</p>
丸山委員長	<p>用語の使い方や表記の仕方は非常に重要なご指摘です。「我が事・丸ごと」というフレーズは昔政府がよく使用していましたが、今の公式ポータルサイトでは違う表現に置き換わっているのでこちらは修正して良さそう</p>

	<p>だと思いました。「障がいのある人・者・方」の統一は文意を損なわない形でお願いできればと思います。</p>
越智委員	<p>板橋区聴覚障害者協会の越智です。計画書にコラムがたくさん載っていてわかりやすく、とても良いと思います。特にコラム1の医学モデルと社会モデルの説明は、板橋区手話言語条例がベースになっているようでわかりやすく良いです。</p> <p>確認ですが、38 ページのコラム3にある「碍」の表記について、「近年この表記が用いられることが増えている。」という書き方になっています。確かに一時期増えていましたが、最近そのような感覚はなく、むしろ減っているのと感じています。ここは検討が必要だと思います。</p> <p>お願いとしては、コラムをもう少し増やしていただけるとありがたいと思います。具体的には、昨年東京都手話言語条例が制定されたことやデフリンピックの開催決定などについてのコラムです。特に今、国の手話言語法制定の見通しもあります。それも含めて検討をお願いします。</p> <p>もう一つのお願いです。能登半島地震がありました。年末年始私は金沢へ旅行に行っており、大変な思いをしました。地震が起きると、障がい者として思わぬ事態が発生します。災害時の対応に関するコラムも入れると良いと感じました。</p>
障がい政策課長	<p>障がい政策課長小田です。コラムの追加はページ数や掲載位置などの関係もありますので、追加が可能かも含めて検討させてください。「碍」の表記の説明についても改めて考えさせていただければと思います。</p>
丸山委員長	<p>「障がい」の表記には色々な意見が出ています。障がいの社会モデルの中では、本人ではなく社会に障壁があるために生き辛さを抱えており、平仮名ではなくむしろ漢字がいいと言う当事者もいらっしゃったりします。</p> <p>「碍」は平仮名を使用しない代わりに一時期自治体に採用されていた表記ですが、越智委員が言うようにここ最近増えている印象はないです。「碍」は誤解を招きかねないので注意が必要かと思います。</p>
熊懐委員	<p>今年の4月から民間企業や官公庁の雇用率がどんどん上がります。また、雇用促進法についても定着を図るためやりがいがあるかたちで雇用するようにと改正され施行されますので、その辺りの内容は計画に盛り込んでいただけるとありがたいです。</p>
障がい政策課長	<p>確かに雇用促進法改正についての記載があまりないので、載せられるよう検討したいと思います。</p>
土岐委員	<p>私もコラムは良いと感じています。107 ページのコラム13 にサポートファイルのことも挙げていただいて、実のあるものになってほしいと思っています。コラム13の掲載位置はコラム14の手前に来るようなかたちで障がい児福祉計画の中に載せた方が、ライフステージの早い小さい段階から活用できるようにという意味でじっくりくる気がしています。</p> <p>93 ページと117 ページにある相談支援についてです。セルフプランによって対応している人が一定数おり民間業者の参入を促すという話がありま</p>

	<p>すが、障がい者の自主的なセルフプランの意義は尊重されるべきことですが、障がい児のセルフプランの人数は少しでも減らしていくべきだと相談支援部会でも言われています。自身でプランを立てる人の話と民間事業者参入を促進する話を「障がい者・児」という括りで同じ文章にせず、違いをきちんと出した方が良いと感じました。</p> <p>また、自立支援協議会や部会の開催数は本当に少ないと思います。策定したものが現実はどう活かされているか検証していき、策定委員会と自立支援協議会が車の両輪で上手く回っていきけるようにするために、自立支援協議会の開催方法や内容を見直すことが必要だと改めて感じました。そしてそのことがうまく生きていくためにも、先ほどからありますように丁寧な実態把握でどこまで本当の実態に近づけていきけるのかが大事だと思います。今回で策定委員会は終わりますが、それを自立支援協議会につなげる役割は大きなところではないかと思っています。</p>
障がい政策課長	<p>コラムの掲載位置は検討させていただきます。セルフプランの表現は変えた方が良いというご意見もいただいていますので検討させていただきます。実効性や自立支援協議会の在り方は、回数を増やすという話もありますがやはり委員の皆様のご負担もありますので、どのように進めていったらよいか、これまで策定委員会で出た意見を自立支援協議会へ共有していきたいと思っています。</p>
宮川委員	<p>都立志村学園肢体不自由教育部門の副校長の宮川です。コラムはとても素敵なのに目次に載っていないのが残念だと思いました。検討いただければと思います。</p> <p>計画の内容の話で言うと、教育の場でも人材不足で教員が足りていません。相談支援の方々の人材を確保して質の良いサービスを提供するためには、やはり専門性の向上させていかなければならないと思います。学校現場でも同じ課題で、来年度志村学園でも専門性の向上を目指して研修をする方向に決めています。区の方でも質の向上に向けた研修制度や計画などを盛り込んでいただきたいと思いました。</p> <p>給食費の無償化が始まっていますが、その件について区から学校へ問合せの電話がありました。区の小・中学生の人数を把握されているのに、なぜ特別支援の数を把握していないのだろうと驚きました。庁内の連携は大事だと思いますので、調整していただけるとありがたいと思います。</p>
佐々木委員	<p>板橋区障がい者就労支援センター ハート・ワークの佐々木です。実行する上での課題はあるかと思いますが、よく練り上げられた計画になっていると思います。</p> <p>就労支援について、パブリックコメントの中でも手当を増やしてほしいといったご意見がありました。日本は所得補償の点から福祉を行っていないので、どうしても障がいのある人に働いてもらうと、給料が増えるけれど国が払う給付費も少なくなるという仕組みになっています。区が変えられるわけではなく、国や都が就労支援の方向性を出しています。今年から</p>

	<p>短時間労働者の拡大や就労選択支援創設の話もありますが、制度変更によって今までと違ったチャンスを得られる方も多くいるので、当事者本人がどうやったら幸せに社会に位置付けられていくか、制度だけでなく当事者本人の思いも支えていきたいと思っています。</p> <p>「障がい者」ではなく「障がいのある方」という表現に変えることは良いことだと思います。海外でも Disabilities と言われた時から People With Disabilities と変えてきています。行政が使うことは素晴らしいことだと思います。</p>
<p>糸原委員</p>	<p>民生委員の糸原です。民生委員として障がいの理解を深めたいということで、2月5日にグリーンホールで民生委員の障がい者福祉部会の会員さん約80人に集まっていただき、車いすの方や視覚障がい者の方と交流体験をやらせていただくことになりました。その話をボランティアセンターに持っていくと、障がいをお持ちの方々の発表の機会をいただけて嬉しいと言っただけで、こちらこそと頭が下がる思いでいっぱいでした。今はそういった機会を設けて理解を深めていこうという段階です。69ページに理解促進事業がありますので、これから民生委員として今後は担当課である障がいサービス課に相談したらよいのでしょうか。</p> <p>勉強不足で申し訳ありません。資料1の7ページのNo.27にある「りんごの棚」とは何か教えていただけますか。</p>
<p>障がい政策課長</p>	<p>「りんごの棚」は障がい者の方が聴いたり触ったりできる本などを集めた本棚のことを指します。図書館は教育委員会の管轄ですが、今後一緒に検討していきます。理解促進事業については、民生委員さんとの連携方法について今後検討していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>丸山委員長</p>	<p>ありがとうございました。そのほか全体を通して何かご意見はありますか。</p>
<p>宮副委員</p>	<p>能登半島地震に関連して少しお話させてください。私どもは全国の医療的ケアの家族会ネットワークでも活動しており、石川県の状況を聞きました。石川県では県内すべての医療的ケア児の実数を把握されていまして、支援センターが地震発生と同時に病院や医師会の先生方と連携し、24時間以内にすべての方の安否確認と必要に応じてドクターヘリで病院に搬送できたと伺いました。状況としては地域性もありますし、板橋区はそもそもその数が違うため同じ対応ができるとは思っていませんが、まずは実数の把握は非常に大事だと思います。今回の計画ではありがたいことに個別避難計画についての内容を加えてくださっているので、そのことをぜひ活かしていただきたいと思います。板橋区は金沢市と友好都市で、支援物資の対応もすぐになさっていただいたということですので、今後復旧まで何年もかかるという状況ではありますが、連携のある自治体としてノウハウをいただく機会も考えていただければと思います。</p>

越智委員	<p>個人的なことですが、年末年始2週間の間に友人3人が続いで亡くなりました。そのうち2人は夜中に具合が悪くなり救急車で搬送され、対応したけれども手の打ちようが無く亡くなりました。その状況を聞いて感じたことは、夜中に救急車で搬送された場合、情報保障が全くないということです。計画の中に入れることはまだまだ難しいと思いますが、例えば70ページにICTによるコミュニケーション支援の記載があります。将来的には緊急時にも対応ができるようにしていただきたいと思います。ぜひ検討いただきたい。1人は救急車で搬送された後、持ち直したので通常の病室に移りましたが、その後突然具合が急変して亡くなりました。その際にコミュニケーションはどのようにしていたのか、すごく気になっています。私も高齢でいつそういうことが起きるか分からないので、ぜひ早目にご検討いただくと助かります。よろしくお願いします。</p>
鈴木委員	<p>障がい福祉で何が大事かと考えた時に、こぼれているニーズをキャッチすることが区の大きな役割なのではないかと思います。あいポートが出来た当初は親からの聞き取りをしましたが、今回は100人以上の当事者に対して、どんなことが役に立っているかなど細かい聞き取りを行った力強い報告書を今度出します。あいポートには今までどこにもつながらず困っていた人たちの生の声が集まっています。生の声というのはとても重要なことです。そして、なかなか自分で話ができるだろうと思っていても、障がいのために自分でヘルプを求められない人がまだいますので、そういう人たちをどのように見つけて支援につなげていくか、キャッチの仕方を念頭に置いていただき、困っている人がつながれるネットワークや仕組みづくりを進めていただきたいと思います。</p>
4 その他	
丸山委員長	<p>ご意見ありがとうございました。時間的にもうぎりぎりになってしまっていますので、もし、またご意見等がありましたら、事務局の方にお寄せいただければと思います。 進行が全体的に押してしまい申し訳ございませんでした。</p>
5 閉会	
副委員長あいさつ	
丸山委員長	<p>それでは閉会の挨拶を、齋藤副委員長、お願いいたします。</p>
齋藤副委員長	<p>皆さんこんにちは。副委員長を担っております板橋区医師会会長の齋藤です。今日は皆様大変長い時間、お疲れ様でございました。 最初に丸山委員長からお話ありましたように、今回の能登半島地震について犠牲になられた方に哀悼の意を表し、また被災された多くの皆様方にお見舞い申し上げたいと思います。 我々は災害医療を担っているところですが、災害について、区の中でも</p>



	<p>防災危機管理課と、健康推進課、保健所と三つの部署が関係しています。なかなか三つの部署が一遍に何かをするというのは難しかったのですが、今回 11 月に健康長寿医療センターと板橋区の三つの部署が一緒になって災害医療の訓練を行いました。</p> <p>やはり今皆さんからお話あったように、ここに書いてある内容というのは本当に区の中でも色々な部署が関係していますが、それぞれが単独でやっても計画倒れになってしまうと思いますし、先ほどの災害時の支援体制についても、実際に障がい担当だけではとても担っていけないと思いますので、防災危機管理課や健康推進課も一緒に考えていかなければなりません。その辺りは我々も一緒になって考えていきたいと思っております。</p> <p>また、地域共生社会の内容には、部署を乗り越え、制度上の縦割りを乗り越えてと書いてあります。やはりそうしていかないと、この計画というのは本当に進んでいかないとしますので、ぜひともこの計画が7年間進んでいくことを見守っていきたいと思います。</p> <p>皆様もご意見あれば、また教えていただければと思います。今日は長い時間お疲れ様でした。ありがとうございました。</p>
丸山委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、令和5年度第3回板橋区障がい福祉計画等策定委員会の予定されておりました議題をすべて終了しました。</p> <p>それでは、事務局にお返しいたします。</p>
障がい政策課長	<p>委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。</p> <p>事務連絡です。</p> <p>本日の委員会について追加のご意見等がございましたら、1月31日(水)までに、メール等で事務局までお寄せいただければ幸いです。</p> <p>次期計画に関する本策定委員会は、この第3回をもって終了となります。お忙しい中、会議にご出席いただき、忌憚のないご意見を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>皆さまにいただいたご意見も踏まえ、2月に板橋区議会健康福祉委員会への報告をもって次期計画の公表となります。計画書の冊子が完成しましたら、委員の皆さまにお送りする予定です。</p> <p>また、計画は策定することがゴールではなく、この計画に則って区の障がい福祉施策を推進して参りますので、今後ともより一層のお力添えをいただければ幸いに存じます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>